

所管部課	子ども未来部 子育て支援課		部長	松本 幹男	
件名	令和4年度東大和市子育て応援給付金事業実施要綱について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	財政課、デジタル政策課、市民課、会計課、健康推進課			
<p>1. 要 旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯及び妊婦のいる世帯に対し、臨時的な支援策として、市独自による子育て応援給付金事業を実施するため、必要な事項を定めるものである。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>令和4年11月1日から令和5年2月28日までの期間において、次のいずれかに該当する方(重複しての支給は不可)</p> <p>①市内に住民票のある0歳から15歳までの児童(平成19年4月2日から令和5年2月28日までに出生した児童)を養育する者</p> <p>②市内に住民票のある妊婦</p> <p>(2) 支給額 対象児童1人につき2万円</p> <p>妊婦については母子健康手帳の交付1件につき2万円</p> <p>(3) 施行日 令和4年11月1日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>子育て世帯及び妊婦のいる世帯を支援することにより、市が掲げる「日本一子育てしやすいまちづくり」に寄与することができる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
持ち回り庁議終了後、速やかに制定事務を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。